

太陽光発電設備等設置工事に係る要求水準書

1 総則

本要求水準書は、大子町(以下「町」という。)が実施する「太陽光発電設備等設置工事」(以下「本工事」という。)に適用する。

本工事のプロポーザルに参加し提案を行う事業者(以下「提案事業者」という。)は「太陽光発電設備等設置工事公募型プロポーザル実施要領」に基づき、本要求水準書に明記されている事項を満たした上で、本工事に関する提案を行うことができる。

なお、本要求水準書は町が本工事を実施する事業者に要求する内容及び受注者が満たすべき質の最低限の水準を示すものであり、受注者が、本要求水準書に示す水準を上回る水準で業務を実施することを妨げるものではない。

2 事業目的

本工事を実施するに当たって、提案事業者の提案は、以下の目的を達成できるものとする。

(1) EV への再生可能エネルギーの活用

太陽光発電設備と蓄電池設備を組み合わせることにより、二酸化炭素排出抑制及び電気自動車(以下「EV」という。)への充電電力の再エネ率の向上に貢献すること。

(2) 防災力の強化

太陽光発電設備と蓄電池設備を組み合わせることにより、災害時において、停電時であっても必要な電気を自立的に確保すること。

(3) エネルギーの地産地消

太陽光発電設備により発電した電気を役場やEVに給電することにより、エネルギーの地産地消を実現すること。

(4) 地域の担い手育成推進

脱炭素社会の実現及び地域経済の振興に資する再生可能エネルギーに係る地域の担い手の育成をすること。

3 本工事に関する基本条件

(1) 平常時

太陽光発電システム及び蓄電池システムを制御する機器を導入することで、太陽光発電による電気をできるだけ無駄なく利用できるよう工夫すること。

(2) 災害時(停電時)

パワコンや蓄電池の自動検出モードにより系統からの電力供給が停止された場合、直ちに連系運転から自立運転に切り替わり電力を供給すること。

(3) 経済産業省補助金

本工事は、経済産業省が所管する令和7年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金に関する公募要領等を熟読し、当該規定等に違反した設計・施工とならぬよう、細心の注意を払うこと。なお、提案事業者側の責めにより当該規定等に違反した結果、町が当該補助金の全部又は一部の返還を求められる場合など、町に損害を生じさせた場合は、提案事業者は町に対し、賠償責任を負う場合があることに留意すること。

(4) 機器製作等

機器製作及び施工は、町の承諾を得た上で着手すること。未承諾のまま、機器製作又は施工を進め、町から変更を要求された場合は、提案事業者の負担において、速やかに変更すること。また、これによる納期遅延は認められないものとする。

4 設計業務に関する基本条件

(1) 特記仕様書の内容に従い、「8 提案事項に添付しなければならない資料」に記載す

る提出物を作成すること。

(2) 太陽光パネル架台(カーポート型)の設置位置及び架台の形状については、荷重に係る安全性を確認するとともに、施設利用者の安全性の確保及び近隣への影響も考慮して検討すること。また、必要な電気設備工事の詳細設計を行うこと。

(3) 工事で設置する電気設備については、不具合等を検知した場合、できるだけ故障箇所が分かりやすいようにすること。

(4) EV 充電設備、パワコン蓄電池盤、受変電キュービクル、太陽光パネル架台等の基礎の形状について構造チェックの上、詳細設計を行い施工すること。

5 システム仕様に関する基本条件

(1) 導入する設備(配線を含む。)は、保守点検が容易で、故障箇所やシステムの状態が判断しやすい構造とすること。

(2) 設備は全て新たに製作されたものとし、中古品は不可とする(原料及び素材段階でのリサイクル材料使用を除く。)

(3) 主要設備には、名称等を記載したネームプレートを取り付けること。

(4) 配線及び外部接続ケーブルには、図面と照合が容易な配線符号を付けること。

(5) 各設備は耐久性に配慮した仕上げにすること。

6 施工に関する基本条件

(1) 提案事業者の義務

提案事業者は、本工事における完成引渡しまで、施工中の機器、工事用機材、仮設設備等に対する全ての責任を負うこと。

本工事の実施に当たっては、町の確認を受けた上で施工に移るとともに、下請業者も含め、無事故無災害工事、適切な現場施工管理等に努めること。また、電気設備工事と駐車場の造成工事が同時に行われる際には、施工方法・工程等の調整を十分に行い、必要に応じて詳細な工程表を町に提出すること。

騒音・振動が発生する作業を行う場合、又は大型の重機を使用する場合は、関係者・近隣に対し、安全に配慮すること。

(2) 工程管理

提案事業者は、本工事全体に関する工程表を作成するとともに、詳細工程表を作成し、工程を適切に管理すること。また、工程表の作成に当たっては、町と十分に協議の上、安全に配慮した計画を立てること。

(3) 工事管理

本工事の実施に当たり、安全及び公害防止に関する諸法規・規程を厳守し、事故防止、公害の防除及び関係者・近隣の安全確認に万全を期すること。高所作業での安全処置、転落防止等安全管理に十分に留意し、事故を防止すること。

7 試験

(1) 工事完成時には、点検、試験及び試運転調整を行うこと。

(2) 試験の実施に当たっては、本プロポーザルにて提出した試験計画書の内容につき、あらかじめ町と協議を行うこと。

(3) 試験の結果が、要求水準書に定める事項を満たしていないと町が判断した場合は、適切な処置を行った後、再度試験を行うものとする。

8 提案事項に添付しなければならない資料

(1) システム構成図

- (2) 屋外設備配置図面
- (3) 工事工程表(実施設計業務を含む。)
- (4) ソーラーカーポートの図面(平面・正面・側面)による製作の方針
- (5) 納入品一覧
- (6) 組織・体制表
- (7) 試験計画書

9 その他

- (1) 関係官公署・関係機関への手続

本工事の実施に当たり、関係官公署・関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。なお、届出手続等に要する費用は提案事業者の負担とする。

- (2) 各種申請

町が行う電力会社への系統接続申請書類を作成し、消防署等への申請関連確認も行い必要に応じて対応すること。

- (3) 賠償

本工事の実施中に周辺施設等に損害を与えた場合は、提案事業者の責任において賠償するものとする。

- (4) 疑義

本工事の実施に当たり疑義が生じた場合は、町と協議し、事業の進捗に支障が出ないように努めること。

10 適用法令・規格等

本工事の実施に当たっては、次の法令・規格等に基づくこと。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 電気事業法
- (4) 電気工事士法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 建築基準法
- (7) 建設業法
- (8) 建築士法
- (9) 騒音規制法
- (10) 振動規制法
- (11) 消防法
- (12) 茨城県及び大子町の関係条例
- (13) 日本産業規格(JIS)
- (14) 日本電機工業会規格(JEM)
- (15) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (16) 日本電線工業会規格(JCS)
- (17) 建築設備耐震設計・施工指針(監修：独立行政法人建築研究所)
- (18) その他関係法規及び規格等